

山梨県議会基本条例 検証結果報告書

令和3年3月

山梨県議会基本条例検証委員会

目 次

1	検証に至る経過	
(1)	政策立案特別検討会議における決定	1
(2)	政策立案調整会議における委員会の設置	1
2	山梨県議会基本条例検証委員会における検証の経過	
(1)	委員会委員	1
(2)	検証の経過	2
3	検証結果	
(1)	検証の経緯	2
(2)	検証方法	2
(3)	検証結果	
ア	これまでの主な議会改革の取組状況	3
イ	基本条例が定める目的の達成状況	4
ウ	改正の必要性	5
エ	課題と今後の取組の方向性	5
オ	検証結果の公表	5

1 検証に至る経過

(1) 政策立案特別検討会議における決定

令和2年度に山梨県議会において検討を行う政策条例及び政策提言等の対象とすべき事項について、全議員を対象に実施したアンケート調査の結果に基づき、令和2年4月20日に開催された政策立案特別検討会議において、山梨県議会基本条例の検証を行うことを決定した。

(2) 政策立案調整会議における委員会の設置

政策立案特別検討会議において令和2年度の政策条例及び政策提言等の対象とすべき事項が決定されたことを受け、令和2年4月20日に開催された政策立案調整会議において「山梨県議会基本条例検証委員会」を設置した。

2 山梨県議会基本条例検証委員会における検証の経過

(1) 委員会委員

委員長	河西敏郎（自民党誠心会）
副委員長	藤本好彦（リベラル山梨）
委員	浅川力三（自由民主党・山梨）
委員	早川 浩（自由民主党・山梨）
委員	水岸富美男（自由民主党・山梨）
委員	宮本秀憲（自由民主党・山梨）
委員	流石恭史（自由民主党新緑の会）
委員	桐原正仁（自由民主党新緑の会）
委員	山田七穂（未来やまなし）
委員	小越智子（日本共産党）

(2) 検証の経過

令和2年 4月20日	第1回	委員長等選出、今後の進め方
令和2年 6月25日	第2回	検証方法の決定
令和2年 6月～		これまでの取組状況確認・評価、条例が定める目標の達成 状況検証、課題整理等
令和2年 9月17日	第3回	講演「議会基本条例の検証について」 山梨学院大学 外川伸一教授
令和2年12月 8日	第4回	検証結果報告委員長案作成に向けた検討
令和3年 2月16日	第5回	検証結果報告案の検討
令和3年 3月22日		政策立案調整会議へ検証結果報告

3 検証結果

(1) 検証の経緯

山梨県議会基本条例（以下「基本条例」という。）は、議会の果たすべき役割を明確にするとともに、より開かれた議会活動の推進とたゆみない改革への決意を広く県民に示すため、平成29年3月に制定された。

基本条例第29条第2項において、「議会は、議会改革の推進状況について、必要に応じて議会改革検討協議会等において検証を行い、その検証結果を公表するものとする。」と規定されており、制定から3年が経過したことから、これまでの取組を振り返り、検証を行うこととした。

(2) 検証方法

検証は、全条を対象として、「議会改革の取組状況」、「基本条例が定める目的の達成状況の評価」、「改正の必要性」及び「課題と今後の取組の方向性」について行った。

このうち「基本条例が定める目的の達成状況の評価」については、「概ねできている」、「一部できている」、「あまりできていない」又は「評価対象外」により行った。

(3) 検証結果

ア これまでの主な議会改革の取組状況

[第5条関係（議会の運営原則）]

- ・正副議長選挙における所信表明会の実施（平成29年～）

[第7条関係（緊急事態等への対応）]

- ・大規模災害発生時の対応マニュアルの作成（平成29年6月作成、平成30年3月改定）
- ・新型コロナウイルス感染症対策連絡会議の設置（令和2年3月）

[第8条関係（委員会）]

- ・県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会の設置（令和2年11月）

[第9条関係（他の地方議会との連携）]

- ・山梨・静岡両県議会による「バイ・ふじのくに」推進議員交流会の開催（令和2年9月）

[第12条関係（議員の役割）]

- ・政策法務能力向上のための議員研修会実施（平成30年9月、令和元年9月）

[第15条関係（定数及び選挙区）]

- ・山梨県議会の議員定数並びに各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正（平成29年12月）

[第19条関係（県民参加の推進）]

- ・高校生議会の開催（平成30年～）
- ・特別委員会における参考人の招致（令和2年12月、令和3年1月、2月）

[第20条関係（広報の充実）]

- ・翌定例会日程の早期公表（平成29年9月～）
- ・決算特別委員会のインターネット配信（平成30年9月～）
- ・フェイスブックによる議会活動情報の公開（平成30年10月～）
- ・やまなし県議会だよりの送付先追加（令和3年1月 No. 166～）

[第21条関係（会議等の公開等）]

- ・議案の賛否の公表（平成29年6月～）
- ・常任委員会の分散開催（平成30年2月議会～）

[第25条（監視及評価）、第26条関係（政策の立案及び提言）]

- ・決算特別委員会の見直し（平成29年9月）

[第29条関係（議会改革の推進と検討組織の設置等）]

- ・タブレット端末の導入（令和元年5月 検討は平成30年～）

[第30条関係（議会事務局）]

- ・議会事務局の強化（平成30年4月～）

[第33条関係（条例の見直し）]

- ・山梨県議会基本条例検証委員会の設置（令和2年4月）

イ 基本条例が定める目的の達成状況

本県議会は、地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての役割と、知事の執行権に対する監視を行う機関としての責務を担い、県民生活の向上と地方自治の実現を目指し、二元代表制の一翼を担う存在として、県民の意思を県政に反映できるよう政策条例の制定や政策提言等を行ってきた。

また、選挙により選出された県民の代表者として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、県政全般の課題を的確に把握し、多様な県民の意思を県政に反映させ、かつ、議事を円滑、効率的に行い、県民に開かれた透明性の高い議会運営に努めている。

議会が果たすべき役割、改革の推進という基本条例の各条項の理念を、議員一人ひとりが理解して議会活動に取り組んでいることから、基本条例が定める目的を概ね達成していると評価し、ここに報告する。今後も県民の負託に的確に応え、県民福祉の向上及び県政の発展に寄与するため、引き続き議会機能のさらなる充実強化、議会改革の推進に継続的に取り組む必要がある。

なお、検証の過程において、政務活動費の使途の透明性の確保、提出された請願の処理手続き等についての意見があったが、基本条例は理念及び基本的事項を定めるも

のであることから、提案のあった具体的事例については、今後、各制度について規定する条例又は規則に基づき適正に対応していくこととする。

ウ 改正の必要性

基本条例改正の必要性についても検討を行ったが、適正に運用されている現状で改正の必要がある事項はないと判断した。

なお、今後、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しが必要と認めるときは、検証、検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

エ 課題と今後の取組の方向性

改革を継続していくと、さらに進んだ改革へとステップアップする必要があることから、今後、一定の期間を設けて進捗状況を管理できる、改革の目的に沿った計画の策定を検討していくことが求められる。

オ 検証結果の公表

検証結果の公表は、本報告書を山梨県議会ホームページに掲載して行うこととする。